平成２９年（フ）第３０４号
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地10　グラスコート202号
債務者　阿萬　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０６号
宮崎市清武町岡３丁目２番地８
債務者　川添　美子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８２号
岩手県花巻市桜町１丁目786番地８　丸千住宅３号棟
債務者　相馬勢津子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２００号
秋田市将軍野東２丁目10番20号
債務者　新沢　輝昌
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８号
秋田市土崎港南３丁目12番17号　ハイムリッチ２号、前住所秋田市飯島穀丁12番40号　悠悠ハウス
債務者　髙嶋ミチコ
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４号
福島市渡利字番匠町56番地の５テラス18306号
債務者　大久保二三枝
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１０６号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地７　ウッドパーク四季の丘イーストＤ207号室
債務者　久保木真司
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
福井県丹生郡越前町高佐第19号47番地
債務者　橋本　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
長野県松本市小屋北２丁目９番11号
債務者　松本　千佳（旧姓荒）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目33番地
債務者　大和田元治
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目52番６号　古家ハイツ202
債務者　新垣千惠子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目４番10号
債務者　根岸　　肇
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番25―610号
債務者　柳　美奈子（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
大分市大字奥田527番地の２（エクセルＳＨＩＮ303）
債務者　假屋　貴司
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６６号
大分市高城新町14番27号（ＧＲＣ　ｏｐｕｓ　ｔａｋａｊｏⅡ402）
債務者　中島　洋一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９４号
大分県別府市西野口町５番19号　緑ケ丘マンション402号
債務者　河野　眞弓
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４号
宮崎県延岡市川島町3056番地１
債務者　甲斐　壽美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３０号
宮崎県日向市大字平岩8886番地３　小泉コーポ202号
債務者　佐保　典子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部